

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	薬品 02 <u>R 3</u>
提出年月日	<u>令和 4 年 1 月 18 日</u>

設工認に係る補足説明資料

再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止 に関する 化学薬品の漏えい評価対象とする防護すべき設備の選定の 考え方について

1. 文章中の下線部は、R 2 から R 3 への変更箇所を示す。
2. 本資料（R 3）は、8 月 26 日に提示した
「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する
化学薬品の漏えい評価対象とする防護すべき設備の選定の考え方
について R 2」
に対し、各条文のヒアリングにおける主な指摘事項である各条文間の横並
びを踏まえたより適切な表現及び第 2-4 表における設工認段階であることを
踏まえたより詳細な表現として、記載内容を見直したものである。

目 次

1. 概要	1
2. 化学薬品の漏えい評価対象とする防護すべき設備の選定の考え方について.....	1
2.1 防護すべき設備の選定方針.....	1
2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定.....	1
2.3 化学薬品防護対象設備の抽出.....	4
2.4 防護すべき設備のうち評価対象の選定について.....	5

1. 概要

本資料は、再処理施設の第1回設工認申請(令和2年12月24日申請)のうち、以下の添付書類に示す再処理施設内で発生を想定する化学薬品の漏えいの影響から防護すべき設備の選定の考え方及び第1回設工認申請対象施設である安全冷却水B冷却塔について、化学薬品の漏えい評価上の防護すべき設備の選定結果について補足説明するものである。
・再処理施設 添付書類「VI-1-1-7-2 防護すべき設備の選定」

なお、本資料は、第1回設工認申請対象施設のみを対象とした記載としている。

2. 化学薬品の漏えい評価対象とする防護すべき設備の選定の考え方について

2.1 防護すべき設備の選定方針

安全機能を有する施設のうち、再処理施設内で発生が想定される化学薬品の漏えいに対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備(以下「化学薬品防護対象設備」という。)として、安全評価上機能を期待する安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、これらの設備が、没水、被水及び蒸気の評価手法等を参考に、漏えいした化学薬品の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計)とする。

具体的には、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設外へ放出されることを抑制又は防止するために必要な設備がこれに該当し、防護すべき設備のうち化学薬品防護対象設備として選定する。なお、これらの設備には、事故等の拡大防止及び影響緩和のために必要な設備が含まれる。

上記に含まれない安全機能を有する施設は、化学薬品の漏えいによる損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

また、化学薬品防護対象設備以外の安全機能を有する施設に対し、損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。

2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定

化学薬品の漏えいに対する設計方針の検討に当たって、再処理事業所内における化学薬品を内包する機器及び配管の設置状況を踏まえて、構成部材の腐食又は劣化により化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれのある化学薬品を設計上考慮すべ

き対象として設定する。この際、設計図書(施工図面等)及び必要に応じ現場確認等により再処理事業所内に存在する全ての化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材を検討対象として網羅的に抽出し、その中から構成部材の腐食試験等を踏まえ、短時間で安全機能を損なうおそれのある化学薬品を設定する。なお、ここで設定した以外の化学薬品については、構成部材の腐食又は劣化の影響がないものとして設計上考慮すべき対象から除外する。

2.2.1 漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出

「2.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定」で抽出した化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から、化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため、文献調査及び耐薬品性試験により、漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品及び構成部材を抽出する。

再処理事業所内で用いられる化学薬品は、再処理プロセスにおいて使用する化学薬品に加え、保守及び補修の非定常作業、その他再処理設備の附属施設で使用する化学薬品に大別される。

保守及び補修の非定常作業並びにその他再処理設備の附属施設で使用する化学薬品については、取扱作業及び範囲が限定されていること、作業安全管理を実施すること等により化学薬品の漏えいによる影響を及ぼすおそれがないため、漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品としない。

再処理プロセスで使用する化学薬品を第2-1表に示す。

再処理プロセスにおいて使用する化学薬品は、性状に応じて以下のものに分類する。

- 液体：
- ・酸性(硝酸，硝酸ヒドラジン，HAN，硝酸ガドリニウム，硝酸を含む模擬廃液)
 - ・アルカリ性(水酸化ナトリウム，炭酸ナトリウム，亜硝酸ナトリウム)
 - ・中性(硝酸ナトリウム)
 - ・有機溶媒(TBP，n-ドデカン)
- 気体：
- ・腐食性ガス(NO_xガス)
 - ・非腐食性ガス(水素ガス，窒素ガス，酸素ガス)

再処理プロセスにおいて使用する化学薬品から、漏えいによる影響を検討する化学薬品を抽出する。具体的には、再処理プロセスにおいて使用する化学薬品の液性、腐食性等を分類する。それらの分類から、腐食性や反応性を示さないことが明らかであるものを除外することにより、漏えいによる影響を検討する化学薬

品を抽出する。ここで、化学薬品のうち、文献調査により腐食性や反応性を示さないことが明らかであるものとして、固体の化学薬品、中性水溶液、非水溶液のうち燃料油及び非腐食性のガスとして窒素ガス等を検討の対象から除外する。さらに、再処理施設において耐食性を有する材料の選定要件となる硝酸濃度が0.2mol/L以上であることから、0.2mol/L未満の硝酸を含む溶液は検討の対象から除外する。

また、化学薬品防護対象設備の構成部材について、主要な構成部材ごとに材質を分類する。それらの分類から、化学薬品の漏えいにより損傷を受けないことが明らかな構成部材を除外し、影響を検討する構成部材を抽出する。ここで、構成部材のうち、化学薬品の漏えいにより損傷を受けないことが明らかであるものとして、ステンレスやジルコニウム等の耐食性を有する金属材料、再処理プロセスで使用する化学薬品に対して、十分な厚さがあることや塗装が施されていることにより短時間で損傷しないコンクリート、再処理プロセスでは使用しない特定の化学薬品(フッ化水素等)のみに対して顕著な反応を示すガラスを検討の対象から除外する。

2.2.2 検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定

検討対象とする化学薬品と構成部材を組み合わせることで生じる腐食又は劣化により、化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある化学薬品を設計上考慮すべき対象として設定する。

なお、ここでいう短時間とは、事故等の対処期間として見込んでおり、漏えいした化学薬品の回収等の実施期間として見込むことのできる7日間とする。

具体的には、化学薬品防護対象設備で使用する主な構成部材のうち、検討の対象として選定された炭素鋼、アルミニウム及びプラスチックについて、検討対象として設定した化学薬品ごとに腐食試験(浸漬及び曝露試験を含む。)又は文献調査を実施する。ここで、検討の対象とする化学薬品としては、酸性水溶液として腐食に対する影響の主要因となる硝酸、アルカリ性水溶液として強アルカリであって、文献によりアルミニウムに影響を及ぼすことが明らかな水酸化ナトリウム、有機溶媒としてプラスチックに影響を与えるおそれがあるTBP及びn-ドデカン、並びに腐食性ガスとしてNO_xガスを設定する。また、NO_xガスについては、腐食試験より配管、容器等の機器の安全機能に直ちに影響を与えるものではないことが確認されているが、電子部品の集積回路等の機械的強度を必要としない材料厚みの精密機器についても曝露試験により影響を確認する。

これらの検討の結果から、設計上考慮すべき化学薬品として、0.2mol/L以上の硝酸を含む溶液、水酸化ナトリウム、TBP及びn-ドデカン並びにNO_xガスを設定す

る。

設計上考慮すべき化学薬品と化学薬品防護対象設備の主要な構成部材の組合せを第2-2表に示す。

2.3 化学薬品防護対象設備の抽出

防護すべき設備のうち、化学薬品防護対象設備の具体的な抽出の考え方を以下に示す。

2.3.1 重要度の特に高い安全機能を有する系統がその安全機能を適切に維持するために必要な設備

化学薬品の漏えいによってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある設備を全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。その上で事業指定基準規則及びその解釈並びに内部溢水ガイドを参考に、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器の中から内部溢水ガイドに記載される「重要度の特に高い安全機能を有するもの」を、事業指定基準規則の用語の定義に記載される「安全上重要な施設」とし、事業指定基準規則の解釈より、再処理施設内で想定される化学薬品の漏えいに対して、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器の中から安全評価上機能を期待するものとして、安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を化学薬品防護対象設備として抽出する。

具体的には、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設外へ放出されることを抑制又は防止するために必要な設備がこれに該当し、防護すべき設備のうち化学薬品防護対象設備として選定する。なお、これらの設備には、事故等の拡大防止及び影響緩和のために必要な設備である冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止及び遮蔽並びに閉じ込めの安全機能を維持するために必要な設備が含まれる。

第1回申請設備に係る重要度の特に高い安全機能を有する系統及び機器を第2-3表に示す。

2.3.2 燃料貯蔵プール・ピット等の冷却及び給水の機能維持に必要な設備

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料取出しピット、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット、燃料移送水路及び燃料送出しピット(以下「燃料貯蔵プール・ピット等」という。)の冷却(65℃以下)の機能維持に必要な設備及び燃料貯蔵プール・ピット等の放射線を遮蔽するための水量を確保するため、燃料貯蔵プール・ピット等への給水系統の機能維持に必要な設備を抽出する。

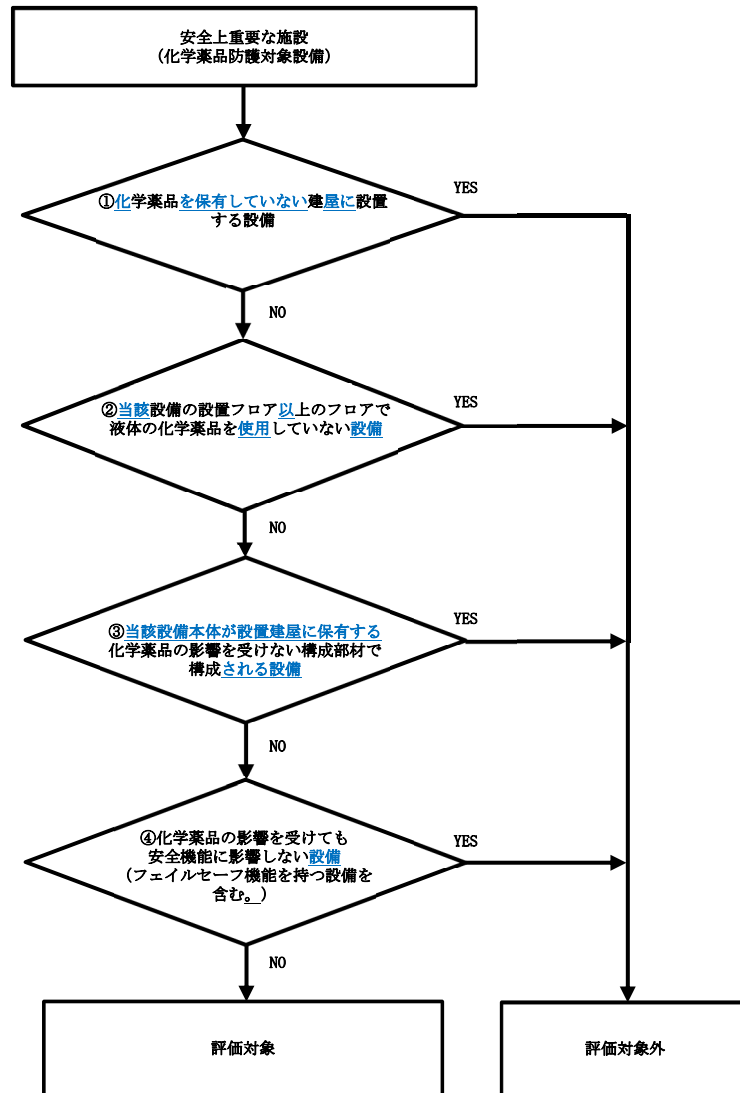
なお、燃料貯蔵プール・ピット等の冷却及び給水の機能を適切に維持するために必要な設備は、「重要度の特に高い安全機能を有する系統及び機器」に含まれる。

2.4 防護すべき設備のうち評価対象の選定について

2.3で抽出された防護すべき設備のうち、以下に該当する設備は、化学薬品の漏えい影響を受けても必要とされる安全機能を損なわないことから、化学薬品の漏えいによる影響評価の対象外とする。化学薬品の漏えい影響評価対象外とする防護すべき設備の考え方を第2-4表に示す。

- (1) 化学薬品を保有していない建屋に設置する設備
- (2) 当該設備の設置フロア以上のフロアで液体の化学薬品を使用していない設備
- (3) 当該設備本体が設置建屋に保有する化学薬品の影響を受けない構成部材で構成される設備
- (4) 化学薬品の影響を受けても安全機能に影響しない設備(フェイルセーフ機能を持つ設備を含む。)

以上を踏まえ、第2-1図 化学薬品の漏えい評価対象設備の選定フローに基づき、第1回申請設備の選定結果、安全冷却水B冷却塔は、「化学薬品を保有していない建屋に設置する設備」に分類される屋外設備であり、化学薬品の漏えいの影響を受けることはないことから評価対象外となる。



第2-1図 化学薬品の漏えい評価対象設備の選定フロー

第2-1表 再処理プロセスで使用する化学薬品

化学薬品	主な使用目的	使用・保管場所
硝酸	使用済燃料の溶解, 核分裂生成物の洗浄, アルカリ性廃液の中和処理	再処理施設全体 (保管：試薬建屋)
水酸化ナトリウム	酸性廃液の中和処理, 有機溶媒の洗浄	再処理施設全体 (保管：試薬建屋)
TBP	溶解液からのウラン・プルトニウムの抽出剤	分離建屋, 精製建屋 (保管：試薬建屋)
n-ドデカン	TBPの希釈剤	分離建屋, 精製建屋 (保管：試薬建屋)
硝酸ヒドラジン	硝酸ウラナスの分解抑制, HANの安定剤	分離建屋, 精製建屋 (保管：試薬建屋)
HAN	プルトニウムの還元剤	精製建屋 (保管：試薬建屋)
硝酸ガドリニウム	溶解槽における臨界管理	前処理建屋
硝酸ナトリウム	ガラス溶融炉供給液の成分調整	高レベル廃液ガラス固化建屋
炭酸ナトリウム	有機溶媒の洗浄	分離建屋, 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 (保管：試薬建屋)
亜硝酸ナトリウム	アジ化物の分解	前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋, 高レベル廃液ガラス固化建屋
模擬廃液	ガラス溶融炉の洗浄運転	高レベル廃液ガラス固化建屋
調整液	ガラス溶融炉供給液の成分調整	高レベル廃液ガラス固化建屋
溶解液	使用済燃料の溶解液	前処理建屋, 分離建屋
硝酸ウラニル	溶解液からのウラン抽出液, ウラン製品溶液	分離建屋, 精製建屋, ウラン脱硝建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
硝酸プルトニウム	溶解液からのプルトニウム抽出液, プルトニウム製品溶液	分離建屋, 精製建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
硝酸ウラナス	プルトニウムの還元剤	分離建屋, 精製建屋
放射性廃液	ウラン, プルトニウム抽出後の廃液, 管理区域内での作業廃液	再処理施設全体
重油	ボイラ・発電機等の燃料	再処理施設全体
NOxガス	溶解液のよう素の追い出し, プルトニウムの酸化	前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋, ウラン脱硝建屋
水素ガス	硝酸ウラナスの製造	精製建屋
窒素ガス	貯槽内の不活性化	再処理施設全体
酸素ガス	廃ガス処理 (NOx回収のためのNOの酸化)	前処理建屋
模擬ガラスビーズ (廃液模擬成分を含む)	ガラス溶融炉の熱上げ及び液位調整	高レベル廃液ガラス固化建屋
放射性廃棄物	管理区域内での作業廃棄物	再処理施設全体

第2-2表 設計上考慮すべき化学薬品と
化学薬品防護対象設備の主要な構成部材の組合せ

化学薬品 構成部材	酸性水溶液 (硝酸溶液)	アルカリ性水溶液 (水酸化ナトリウム)	有機溶媒 (TBP, n-ドデカン)	腐食性ガス (NO _x ガス)
炭素鋼, アルミニウム	○	○ (アルミニウム)	—	○ (電子部品)
プラスチック	—	—	○	—

○：影響(作用)あり

第2-3表 重要度の特に高い安全機能を有する系統及び機器

建屋	分類	安全上重要な施設
その他の主要な施設	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等 ○ 冷却設備	安全冷却水系

第2-3表 重要度の特に高い安全機能を有する系統及び機器から、安全冷却水B冷却塔に関する部分を抜粋。

第2-4表 化学薬品の漏えい評価対象外とする防護すべき設備の考え方

各ステップの項目	理 由
①化学薬品を保有していない建屋に設置する設備	化学薬品を保有していない建屋に設置する設備は、化学薬品の漏えい影響を受けることはない ^① と評価する。 <u>また、屋外には化学薬品が存在しないことから、屋外に設置される設備は化学薬品の漏えい影響を受けることはない^②と評価する。</u>
②当該設備の設置フロア以上のフロアで液体の化学薬品を使用していない設備	当該設備が設置されているフロア以上のフロアに液体の化学薬品を保有していない場合は、漏えいした化学薬品が上層階へ流入することはなく、当該設備が漏えいした化学薬品と接することがないことから、液体の化学薬品の漏えい影響を受けることはない ^③ と評価する。 <u>ただし、電子部品を有する設備は腐食性ガスの影響を受けるおそれがあることから、影響を受けるものとして評価する。</u>
③当該設備本体が設置建屋に保有する化学薬品の影響を受けない構成部材で構成される設備	漏えいした化学薬品に接する箇所が設置建屋に保有する化学薬品の影響を直ちに受け ^④ ない部材で構成される設備は、化学薬品の漏えい影響を受けることはない ^⑤ と評価する。
④化学薬品の影響を受けても安全機能に影響しない設備 (フェイルセーフ機能を持つ設備を含む。)	当該設備が化学薬品の影響を受けた場合においても、要求される安全機能を喪失しない設備は、化学薬品の漏えい影響を受けることはない ^⑥ と評価する。